



柏崎市 こども・若者計画

すべてのこども・若者が尊重され、
安心して住み続けたいと思えるまち・柏崎

令和8(2026)年3月

はじめに



少子高齢化と人口減少が進行する中、こどもや若者を取り巻く環境は、核家族世帯や共働き世帯の増加、ライフスタイルの多様化、人間関係の希薄化などにより大きく変化し、それぞれが不安や負担、孤立といった感情を抱えやすくなっていることから、こどもや若者、子育て家庭が安心して暮らすために、社会全体で支えていく取組が求められています。

国では、令和5(2023)年4月に施行された「こども基本法」に基づき、全てのこども・若者が自立した個人としてひとしく健やかに成長し、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども家庭庁を設置し、こども・若者・子育て家庭への支援等に係る施策を総合的に推進しています。

こども・若者の健やかな成長や豊かな心は、人と人とのふれあい、様々な体験を通じた交流活動、地域における多様な関わりの中から育まれます。

この計画では「すべてのこども・若者が尊重され、安心して住み続けたいと思えるまち・柏崎」を基本理念とし、次代を担うこども・若者一人一人の最善の利益を尊重し、社会全体で見守っていく視点を大切にしながら、こども・若者が希望をもって健やかに成長できる社会の実現を目指します。

そのために、市民、関係団体及び企業等と連携し、こどもや若者、子育て家庭が将来にわたって柏崎市に住んでよかった、住み続けたいと実感できる施策に取り組んでいきます。

なお、本計画は令和7(2025)年度からスタートした「第三期柏崎市子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして推進する「柏崎市こども計画」として運用していきます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見をいただきました柏崎市子ども・子育て会議委員の皆様を始め、各種基礎調査に御協力をいただいた多くの皆様に心から感謝を申し上げます。

今後とも皆様の一層の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

令和8(2026)年3月

柏崎市長 櫻井 雅 浩

目次

第1章 柏崎市こども・若者計画について

- 1 計画策定の背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の法的根拠・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 6 策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 若者を取り巻く現状

- 1 統計でみる本市の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 基礎調査結果からみる若者の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 若者を取り巻く現状のまとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2 計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 3 こどもまんなか社会の実現に向けた数値目標・・・・・・・・・・ 14
- 4 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第4章 施策の展開

- 基本目標1 こども・若者の豊かな人間力と社会を生き抜く力の育成・・・・・・・・ 18
- 基本目標2 こども・若者の夢や希望が叶えられる環境づくり・・・・・・・・・・ 21
- 基本目標3 困難な課題を有するこども・若者やその家族への支援・・・・・・・・ 25

第5章 計画の推進に向けて

- 1 関係機関との連携と推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 2 計画の進行管理（点検・評価・見直し）・・・・・・・・・・・・・・ 29

資料編

- 1 柏崎市子ども・子育て会議（設置条例・委員名簿）・・・・・・・・・・ 32
- 2 計画策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 3 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

「こども」と「子ども」表記について

こども基本法、こども大綱など、こども・若者に関する呼称と年齢区分は、法律等によって様々です。

本計画においては、こども基本法にならい、「心身の発達の過程にある者」との定義を用い、原則として「子ども」ではなく、「こども」と表記します。

ただし、法令に根拠がある語を用いる場合や、既存の予算事業・取組や組織名などの固有名詞として用いる場合は「子ども」と表記します。

第1章 柏崎市子ども・若者計画について

1 計画策定の背景と趣旨

いじめ、不登校*1、貧困、ひきこもり、ヤングケアラー*2等、子ども・若者を取り巻く課題は複雑化しています。また、デジタル化、経済情勢の変化、少子高齢化等により、価値観やニーズも多様化しています。これらの課題に対応するため、子ども・若者が健やかに成長し、社会生活を円滑に営むことができるよう、切れ目のない支援が必要とされています。

国においては、子ども・若者育成支援施策を総合的に推進することを目的とした「子ども・若者育成支援推進法」が平成22(2010)年4月に施行されました。また、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための「子ども基本法」が令和5(2023)年4月に施行、同年12月には「子どもまんなか社会」の実現を目指す施策を総合的に推進する「子ども大綱」及び少子化対策を抜本的に強化するための基本的方向を定めた「子ども未来戦略」が閣議決定されました。

柏崎市（以下、「本市」という。）では、安心して子育てできる環境づくりを目指す「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育の量の見込み及び確保の方策を定め、妊娠期から出産・子育て期までの支援に取り組んできました。令和7(2025)年4月には少子化、子どもの貧困対策も含めた第三期計画を策定し、子育て支援施策を総合的に推進しています。

子ども基本法第10条第2項において、市町村は子ども大綱や都道府県計画を踏まえて「市町村子ども計画」を定めることが努力義務とされました。本市では「柏崎市子ども・若者計画（以下、「本計画」という。）」と「第三期柏崎市子ども・子育て支援事業計画」を相互に関連付け、両計画をあわせて「柏崎市子ども計画」と位置付けて運用していきます。

なお、子ども・若者育成支援推進法に定める市町村子ども・若者計画のうち、18歳以下の子どもに関わる施策については「第三期柏崎市子ども・子育て支援事業計画」に内包されていることから、本計画では、それらの子どもも念頭に置きながら19歳以降の若者の育成支援に関わる施策を主として策定します。

2 計画の法的根拠

本計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第2項に基づく市町村計画です。

（都道府県子ども・若者計画等）

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

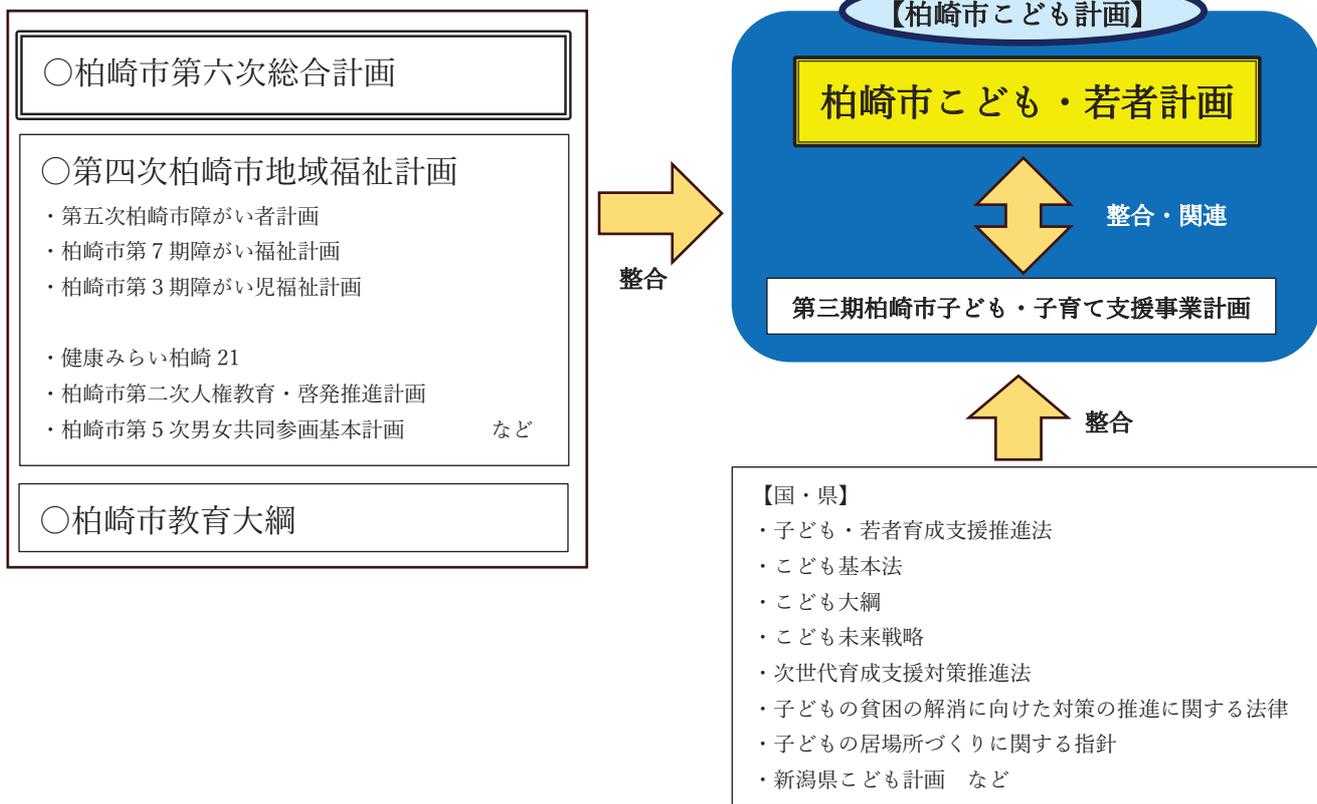
※ 令和5(2023)年12月22日より、子ども・若者育成支援推進大綱は子ども大綱に包含されました。

3 計画の位置付け

本計画は、最上位計画である柏崎市第六次総合計画及び福祉部門の上位計画である第四次柏崎市地域福祉計画等との整合を図り策定します。

また、本計画と令和7(2025)年4月に施行された「第三期柏崎市子ども・子育て支援事業計画」とを相互に関連付け、一体のものとして推進する「柏崎市こども計画」の一部として位置付けます。

【計画の位置付け】



4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8(2026)年度から令和11(2029)年度までの4年間とします。

5 計画の対象

本計画の対象となるこども・若者の範囲は、乳幼期の0歳から青年期の29歳までを対象とします。ただし、施策によっては39歳までのポスト青年期*3も対象とします。

幼少期 0歳～6歳	学童期 6歳～12歳	思春期 12歳～18歳	青年期 18歳 ～おおむね29歳	ポスト青年期*3 20歳代後半 ～39歳
第三期柏崎市子ども・子育て支援事業計画				
柏崎市こども・若者計画				

6 策定体制

(1) 子ども・子育て会議

本計画の策定においては、こども・若者施策に関わる市民や関係団体の代表者に、大学生2名を加え、幅広い関係者で構成する「柏崎市子ども・子育て会議」にて審議しました。柏崎市子ども・子育て会議構成員は資料編35ページに掲載しています。

(2) 若者の意見の反映

ア 若者の意識に関する基礎調査

こども基本法第11条において、こども施策の策定、実施、評価に当たっては、その対象となるこども又はこどもを養育する者などの意見を反映させるために必要な措置を講ずることが義務付けられています。

本計画の策定に当たり、市内在住の若者が日頃どのような生活を営み、どのような意識を持っているかを把握し、今後の若者支援施策を進めるうえでの参考資料とするため、令和7(2025)年5月に「若者の意識に関するアンケート調査」を実施しました。また、アンケート調査を補完する目的で市内2大学の学生へのヒアリング調査、困難な課題を有するこども・若者へのヒアリング調査もあわせて実施しました。詳しくは、「柏崎市若者の意識に関するアンケート調査報告書」、「柏崎市こども・若者ヒアリング調査報告書」を御覧ください。

イ パブリックコメントの実施

本計画の内容について、市民の意見を本計画に反映させるため、令和8(2026)年1月にパブリックコメントを実施し、意見の収集を行いました。

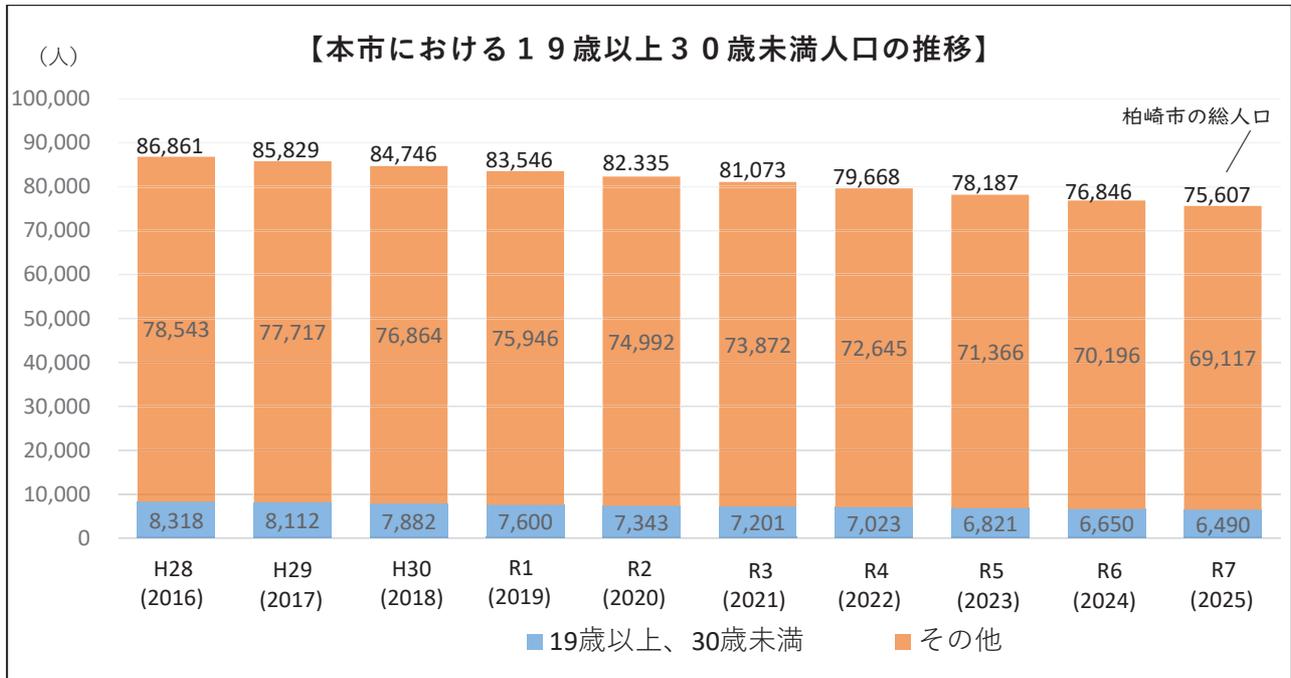


第2章 若者を取り巻く現状

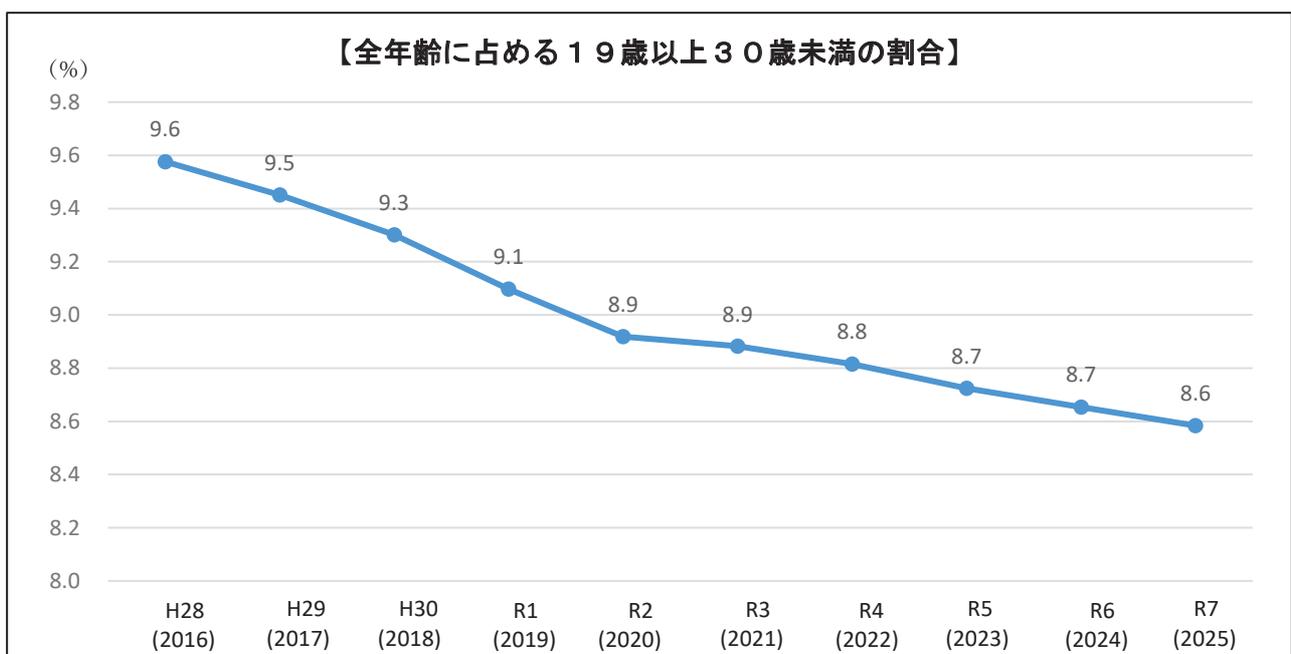
1 統計でみる本市の現状

(1) 19歳以上30歳未満の人口の推移

令和7(2025)年4月末現在、本市の住民基本台帳に登録されている19歳以上30歳未満の人口は6,490人で、平成28(2016)年以降減少傾向です。全年齢に占める19歳以上30歳未満の割合は、令和7(2025)年4月末現在で8.6%となっています。



※各年4月末日現在

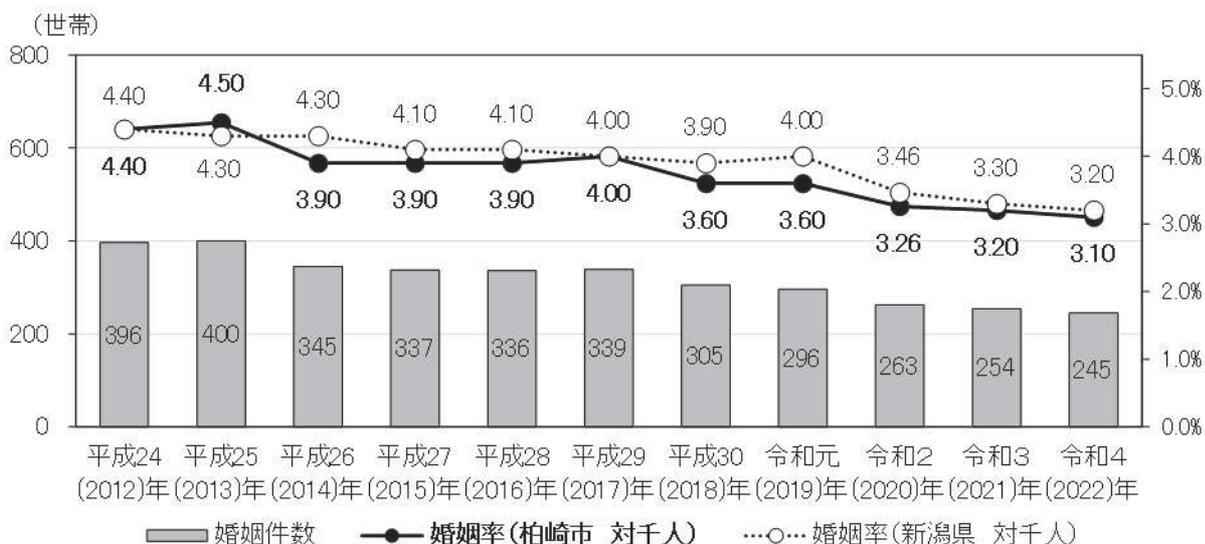


※各年4月末日現在

(2) 婚姻件数・婚姻率の推移

本市の20歳から39歳までの婚姻件数についてみると、平成29(2017)年を境に減少傾向にあり、令和4(2022)年比較では94件減少しています。

婚姻件数減少の主な要因は、結婚適齢期の人口減少、結婚に対する意識の変化、経済的な理由、出会いの機会の減少等が挙げられます。特に、結婚に対する意識の変化は、若者の価値観の変化や、経済的な不安など、複合的な要因が絡み合っていると考えられています。また、令和2(2020)年から感染が拡大した新型コロナウイルスの影響が長引くなか、経済状況の懸念などから、結婚や妊娠を控えるケースが影響したものと思われます。

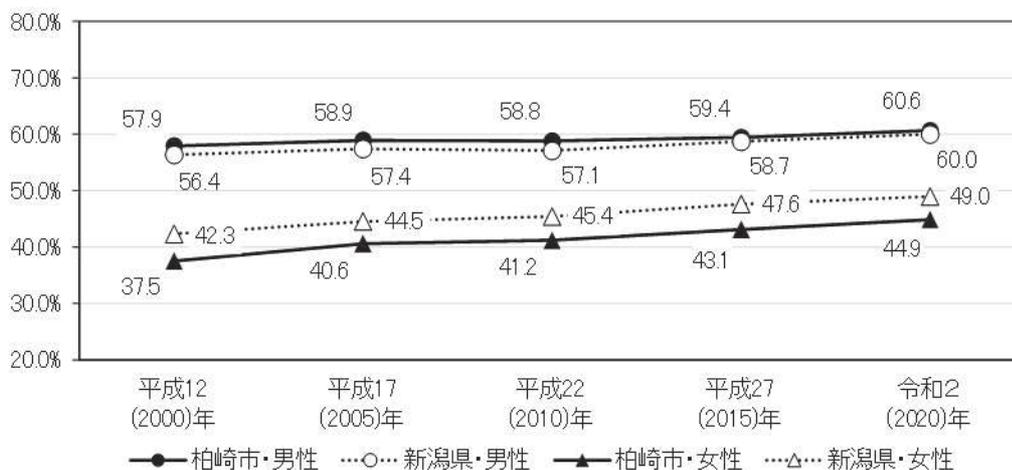


資料：新潟県「人口動態統計の概況」

(3) 未婚率の推移

本市の20歳から39歳までの未婚率についてみると、令和2(2020)年では、男性が60.6%、女性が44.9%となっています。平成12(2000)年からの推移では、この20年間で男性は2.7ポイント、女性は7.4ポイント増加し、男性に比べ女性の増加割合が大きくなっています。

年齢20歳から39歳までの未婚率の推移



資料：国勢調査

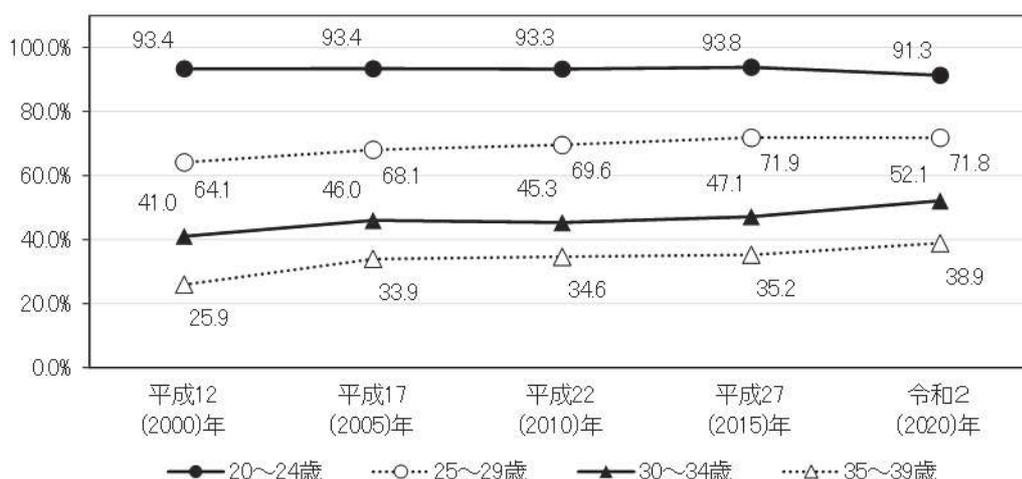
次に、未婚率を男女別、5歳階級年齢別でみると、男性は平成12(2000)年から令和2(2020)年までの比較で30歳～34歳が11.1ポイント、35歳～39歳で13.0ポイント上昇しています。

考えられる要因としては、経済的不安により結婚に踏み切れない、出会いの場がない、30歳代の層での結婚・恋愛への興味の薄れが挙げられます。

一方、女性は平成12(2000)年から平成27(2015)年まで上昇しますが、令和2(2020)年では全ての年齢階級で減少しています。各種婚活事業やマッチングアプリの普及、令和婚も相まって一時的に婚姻率が上昇したものであると推測されます。

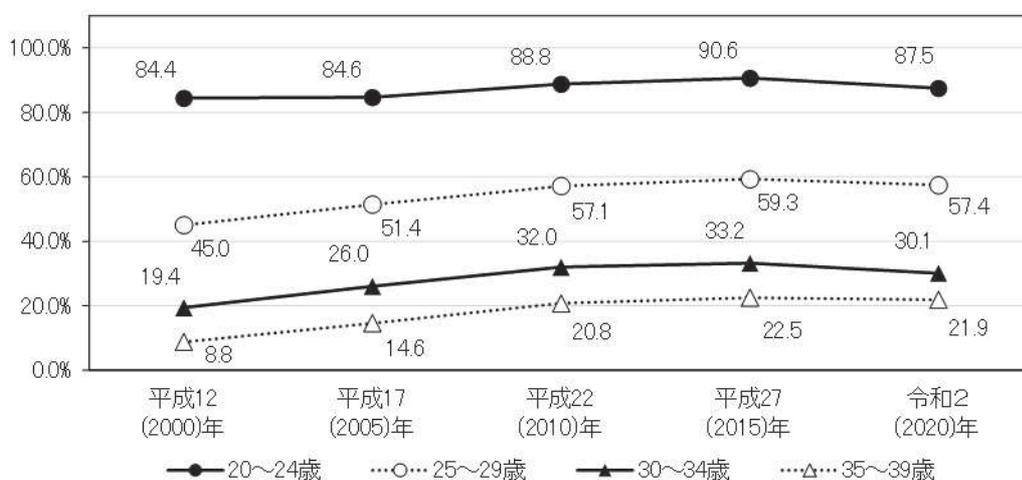
価値観の多様化は自然な社会変化であり、経済的支援や、出会いの場となる交流機会の創出・マッチング支援、さらには結婚後の育児や家事の平等な分担を促進することで、若い世代が安心して結婚・家庭を築ける環境づくりを進めていく必要があります。

男性の年齢別未婚率の推移



資料：国勢調査

女性の年齢別未婚率の推移

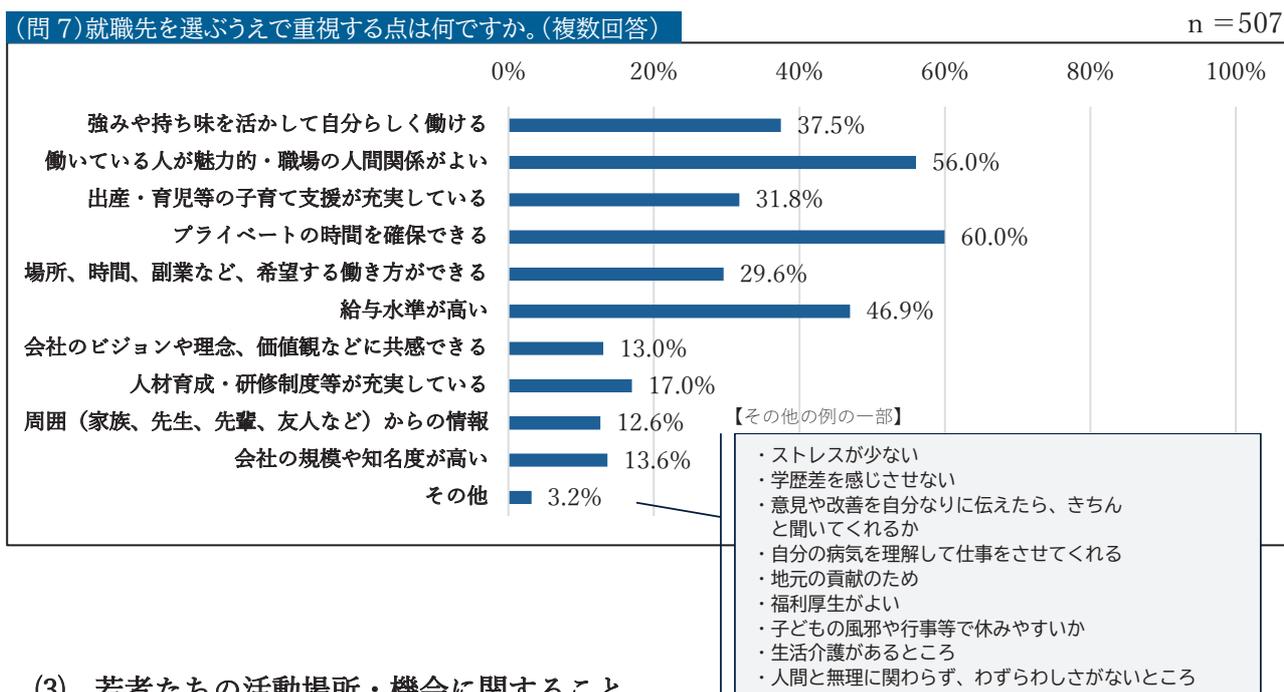


資料：国勢調査

(2) 就労意識に関すること

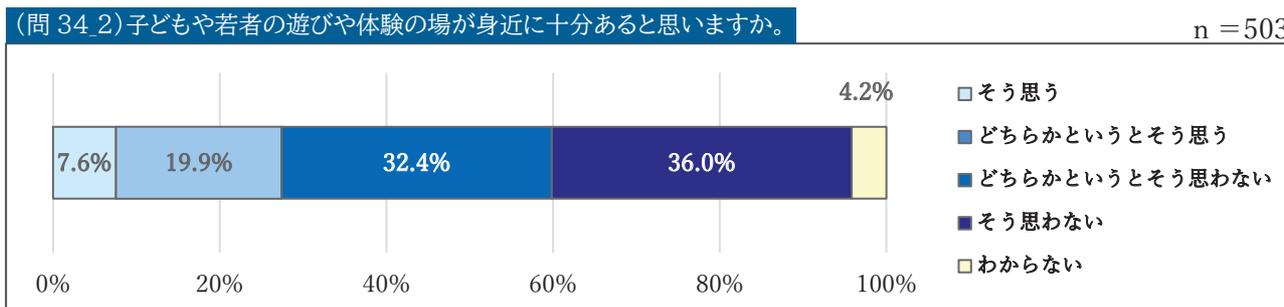
問7「就職先を選ぶうえで重視したい点（重視した点）」（複数回答）の設問について、「プライベートの時間を確保できる」60.0%、「働いている人が魅力的・職場の人間関係がよい」56.0%、「給与水準が高い」46.9%の順となっており、「ワーク・ライフ・バランス」を重視する傾向が高いことがうかがえます。

また、就職活動において、多くの若者がインターネットの求人情報を基に就職先を選択していることから、企業側は若者の求人において、企業概要や福利厚生、ワークスタイル（勤務形態）に加え、残業状況や年休取得率等の情報や企業説明会等におけるインターネットの活用が重要となります。



(3) 若者たちの活動場所・機会に関すること

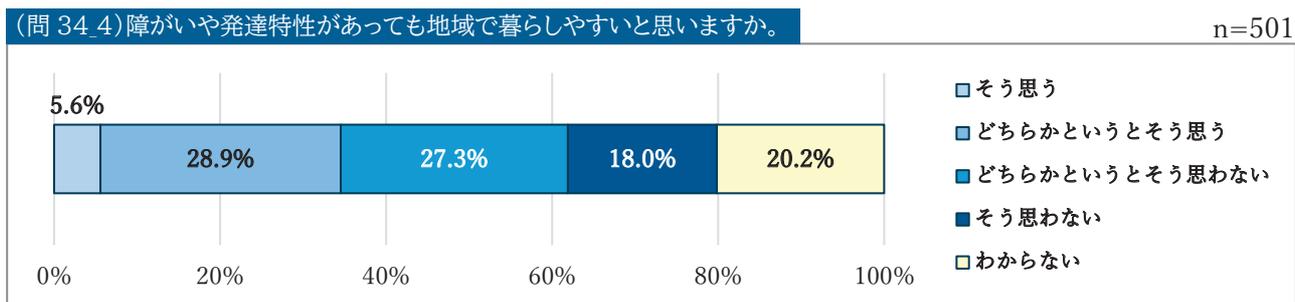
問34_2「子どもや若者の遊びや体験の場が身近に十分あると思うか」の設問について、「そう思う・どちらかというと思う」27.5%、「そう思わない・どちらかというと思わない」68.4%という結果となっています。「学生ヒアリング」や「困難な課題を有するこども・若者ヒアリング」においても、こどもや若者の遊ぶ場・交流する場（居場所）に関するニーズは非常に高いことが示されています。こどもや若者にとって、遊びや体験・交流の場（居場所）があることは、心身の成長、社会性の育成、自己肯定感^{*9}の向上など、様々な面で非常に重要であることから、既存の施設の魅力向上や積極的な情報発信が求められると同時に、新たな活動の場の整備が強く期待されます。



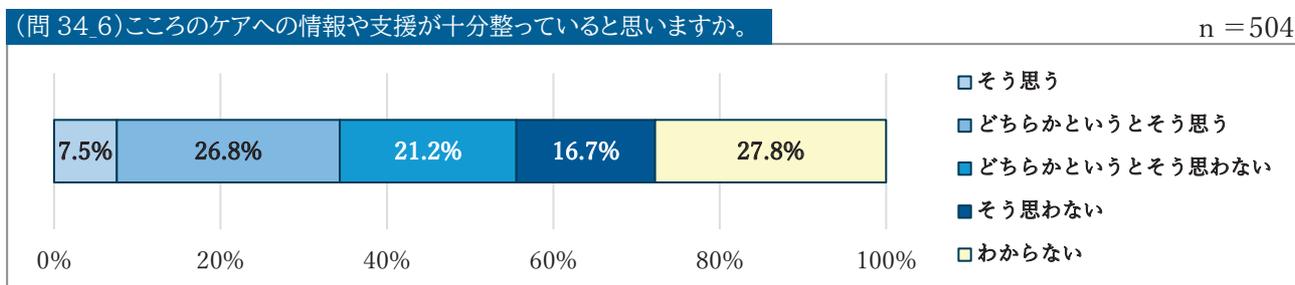
(4) 困難な課題を有する若者への支援に関すること

問3 4_4 「障がいや発達特性があっても地域で暮らしやすいと思うか」の設問について、「そう思う・どちらかというと思う」34.5%、「そう思わない・どちらかというと思わない」45.3%という結果となっています。令和5(2023)年度に国が実施した「こども政策の推進に関する意識調査*4」及び令和6(2024)年度に新潟県が実施した「新潟県若者意識調査*5」においても「そう思わない」が多く、同様の結果となっています。

全ての人が排除されることなく、個性や違いを互いに認め合い、共に暮らしやすい地域「地域共生社会*6」の実現を目指す取組や支援の充実を図る必要があります。

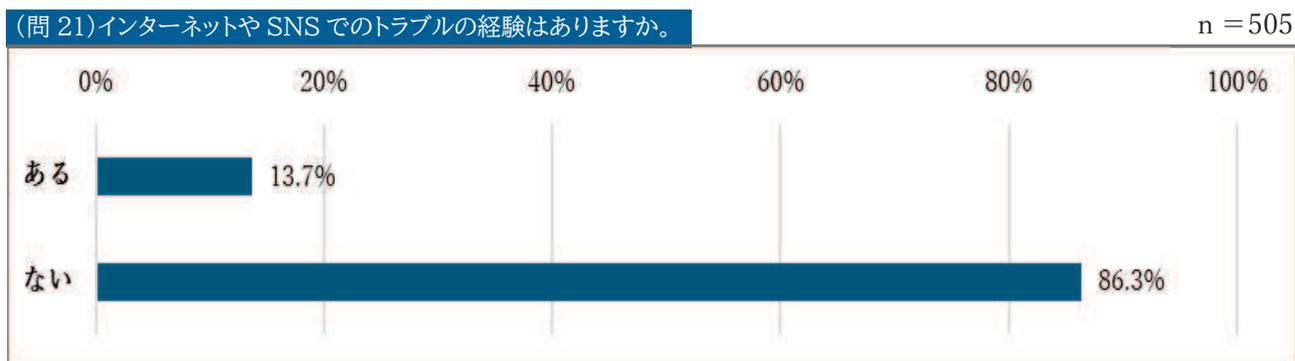


問3 4_6 「こころのケアへの情報や支援が十分に整っていると思うか」の設問について、「そう思う、どちらかというと思う」が34.3%、「そう思わない、どちらかというと思わない」37.9%という結果となっています。支援を必要とする人が、必要なタイミングで情報を得ることができるように、支援制度や相談窓口の情報発信・提供が重要となります。

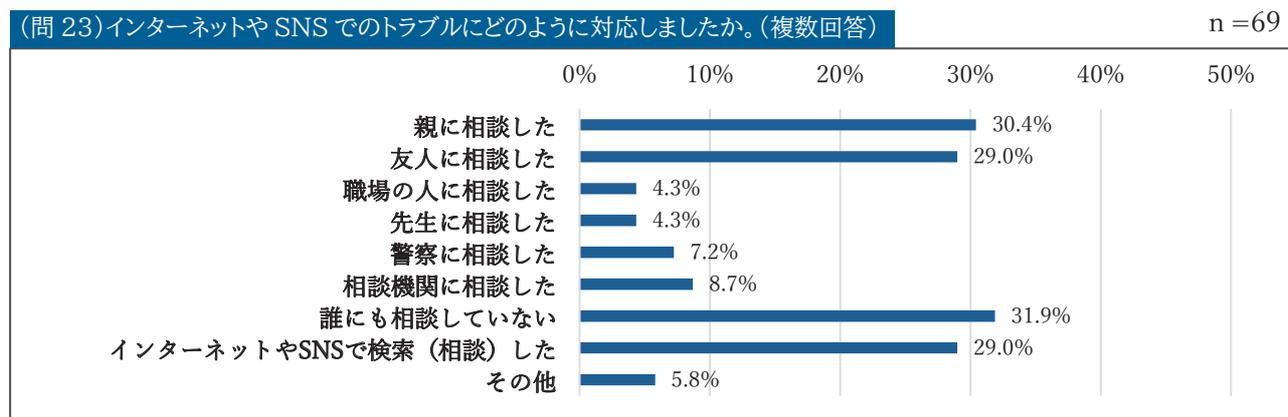
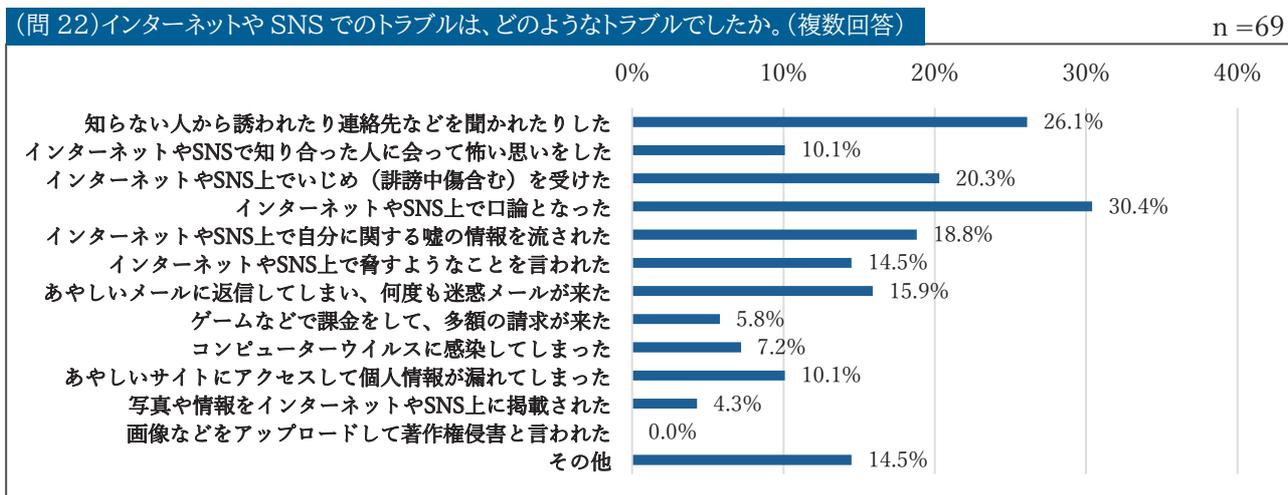


(5) インターネット・SNSトラブルに関すること

問2 1 「インターネットやSNSでのトラブルの経験はありますか」の設問について、「ある」が13.7%という結果となっています。

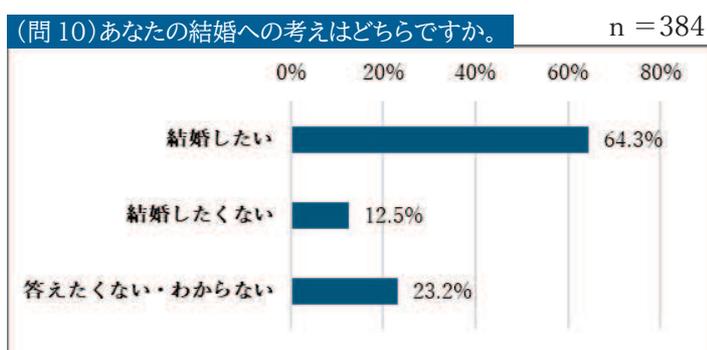


問 2 2 「それはどのようなトラブルでしたか」（複数回答）の設問について、「インターネットやSNS上で口論となった」30.4%、「知らない人から誘われたり連絡先などを聞かれたりした」26.1%、「インターネットやSNS上でいじめ（誹謗中傷含む）を受けた」20.3%等の回答がみられました。その一方で、トラブルがあったときの対応については、「誰にも相談していない」が31.9%と最も多く、インターネットやSNSトラブルの相談のしづらさがかがえる結果となりました。トラブルに巻き込まれないためには、事前の対策が重要であり、インターネットやSNSに潜む危険性の周知・啓発が重要です。



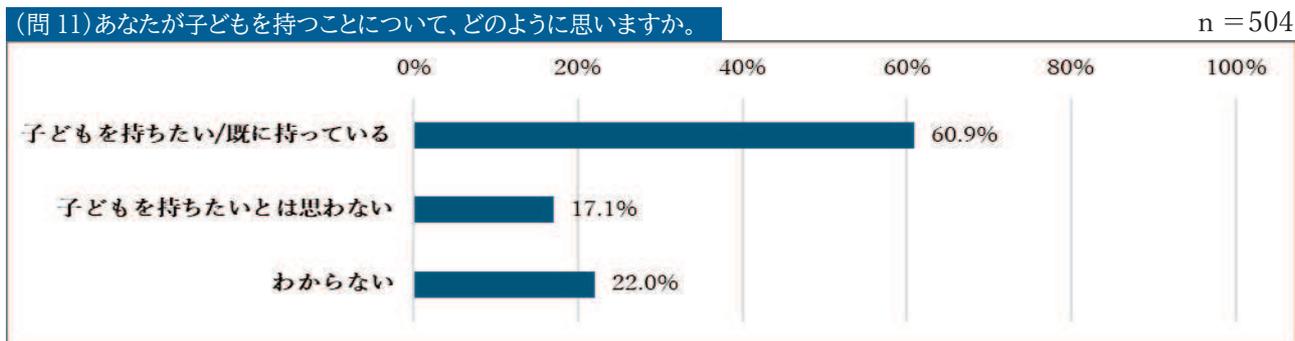
(6) 結婚・子どもを持つことに関すること

問 1 0 「自分の一生を考えたとき、結婚への考えは」の設問について、「結婚したい」は64.3%という結果となっています。

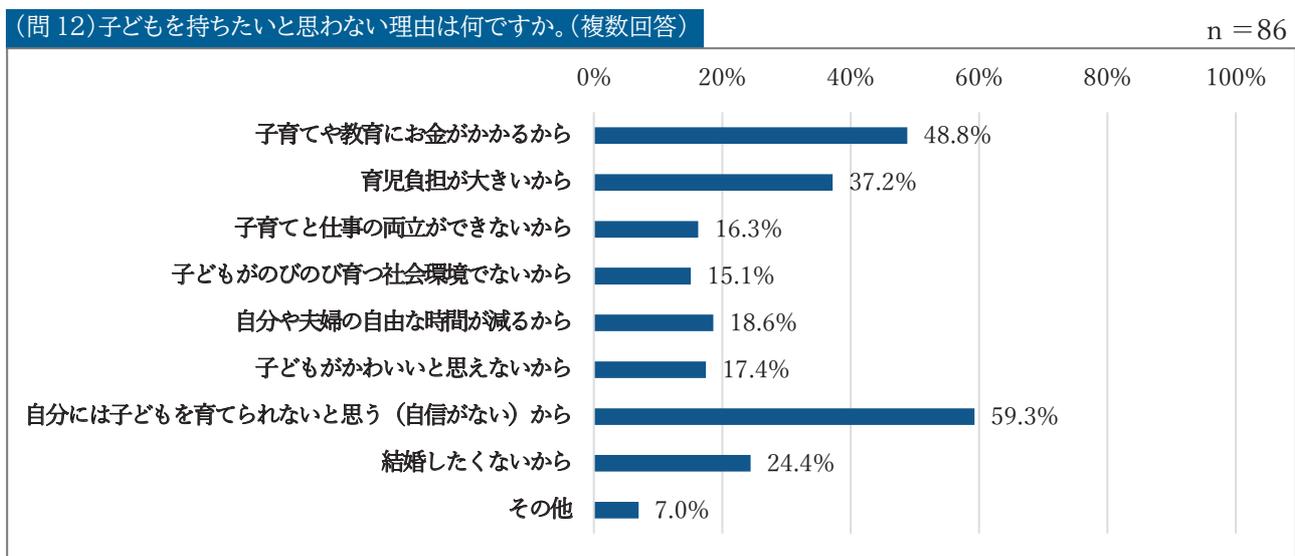


	年齢別			
	調査数	結婚したい	結婚したくない	答えたくない わからない
全体数(n)	384	247	48	89
19~22歳	単位%)	34.8	22.9	33.7
23~26歳		32.4	50.0	38.2
27~29歳		30.4	22.9	25.8
その他		2.4	4.2	2.2

問1 1 「子どもを持つことについて、どう思うか」の設問について、「子どもを持ちたい（既に持っている）」が60.9%、「子どもを持ちたいと思わない」が17.1%という結果となっています。



問1 2 「子どもを持ちたいと思わない理由」（複数回答）の設問では、「自分には子どもを育てられないと思う（自信がない）」59.3%が最も多く、「子育てや教育にお金がかかる」48.8%、「育児負担が大きい」37.2%という結果となっています。「学生ヒアリング」においても、同様の意見が多く聞かれています。その一方で、「今はまだ親になるイメージを抱けないが、年を重ねてから子どもが欲しくなるかも」との発言もありました。今後は、高齢出産となった場合の支援、不妊治療の充実とあわせ、リスクについても丁寧に情報提供していくことが求められます。



柏崎市こども・若者計画策定に係る基礎調査の結果



3 若者を取り巻く現状のまとめ

こども大綱が示す課題認識としては、自殺をはじめとする生命・安全の危機、孤独・孤立の顕在化、低いウェルビーイング^{*7}、格差拡大の懸念などの複合的な課題が存在します。家庭や学校、地域など、こどもや若者が暮らす場ごとの状況としては、家庭内の虐待や世帯構造の変化、教職員の多忙化・人員不足、地域とのつながりの希薄化、インターネット上のリスク、ニート^{*8}などの就業をめぐる課題などが指摘されています。あわせて、少子化の進行、いじめや不登校^{*1}の増加、こどもの貧困の深刻化などの社会問題も、こども・若者にとっての「生きづらさ」を助長する要因となっており、政策が求められています。

新潟県が令和6(2024)年度に実施した「新潟県若者意識調査^{*5}」では、「今、自分が幸せだと思うか(問13)」の設問に、「そう思う・どちらかといえばそう思う」が79.7%と高い回答を得ている一方で、「今の自分を変えたいと思うか(問12)」の設問では、69.4%が「そう思う・どちらかといえばそう思う」と回答し、「そう思わない・どちらかといえばそう思わない」の27.4%に比して大幅に高い結果でした。これは、若者の「自分の人生をより満足するものにしたい」という気持ちと、「自らを成長させたい・チャレンジしたい」という想いが表れているものと考えられます。

本市が実施した「若者の意識に関するアンケート調査」における問15「最近の生活にどれくらい満足しているか(生活満足度)」を0(満足していない)～10(十分満足している)の数値で表す設問では、「7」の回答が最も多く、平均評点は6.1でした。一方で、令和6(2024)年度に本市の小学5年生、中学2年生、高校2年生相当の年代に実施した「子どもアンケート」において同じ設問をした際には、「10」の回答が最も多く、平均評点は7.3でした。このことから年代が上がるにつれて、生活満足度が低下していることが分かり、先述した「自分を変えたい」の回答が多くなっていることにもつながるものと考えられます。

また、問37「柏崎市が特に取り組むべきこと」(複数回答)の設問においては、子育て支援(こどもの遊び場、保育など)の充実を望む意見が最も多く、次いで企業誘致など就労先の充実、若者たちが自主的に活動できる場所や機会の充実、就労に向けた相談・サポートの順で上位を占めています。また、困難な課題を有するこども・若者への支援の充実(悩みの相談場所・機会の充実、いじめ・不登校^{*1}・ニート^{*8}・ひきこもり及び障がい(発達障がい含む)のあるこども・若者への支援など)に関する意見も多く寄せられています。

「こどもまんなか社会」の実現には、こどもや若者が尊重され、自分らしく生き、希望に沿って力を発揮できる社会をつくることが示されています。若者が柏崎で働き、住み続け、安心してこどもを産み育てられるまちを実現していくためには、多様化するニーズに対する施策の推進、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うことが重要です。また、次代を担う若者の想いを社会全体で支え合い、応援する気運を高めていくことも重要なプロセスとなり、引いては市民全体の幸福度を高めることにつながるものと思われれます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「すべての子ども・若者が尊重され、安心して住み続けたいと思えるまち・柏崎」

一人一人の子ども・若者が、自尊感情や自己肯定感*9を育みながら、様々な社会体験を通じて将来の夢や希望を持つことは、自己の形成と自立の準備にとって大切なことです。

また、困難な課題を有するがゆえに夢や希望をあきらめることなくチャレンジできることが必要です。

本市では、「すべての子ども・若者が尊重され、安心して住み続けたいと思えるまち・柏崎」を基本理念として、関係機関・団体を含んだ地域全体が有機的に連携*10し、全ての子ども・若者が持てる能力を生かして社会的に自立・自律*11し、将来にわたり住み続けたいと思えるまちを目指します。

2 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、基礎調査結果等を踏まえたうえで3つの基本目標を掲げ、子ども・若者施策を展開していきます。

基本目標 1	子ども・若者の豊かな人間力と社会を生き抜く力の育成
[施策の方向性]	
(1) 交流・活動の場の充実、居場所づくり	
(2) 多様な子ども・若者のチャレンジの促進	
基本目標 2	子ども・若者の夢や希望が叶えられる環境づくり
[施策の方向性]	
(1) 若者の就労支援・働きやすい職場環境づくりの推進	
(2) 結婚・子どもを産むことを希望する若者への支援	
基本目標 3	困難な課題を有する子ども・若者やその家族への支援
[施策の方向性]	
(1) 複合的な課題を有する子ども・若者への重層的な支援の充実（いじめ、不登校*1、 貧困、ひきこもり、ヤングケアラー*2等）	
(2) 非行・ネットトラブル等の予防・啓発	

3 こどもまんなか社会の実現に向けた数値目標

(1) 国の数値目標と市の現状値

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」実現に向けた数値目標（アウトカム）の全12項目のうち、「柏崎市子どもアンケート」及び「柏崎市若者の意識に関するアンケート調査」で調査した5項目の結果は以下のとおりです。

こども大綱が目指す数値目標			令和6(2024)年度のアンケート結果 (子どもアンケート調査) ※対象：小学5年生、中学2年生、高校2年生		令和7(2025)年度のアンケート結果 (若者の意識に関するアンケート調査) ※対象：19～29歳の若者	
項目	目標値	現状値	アンケート設問	現状値	アンケート設問	現状値
「生活に満足している」と思うこどもの割合	70%	60.8% (2022年)	問11 全体として、あなたは最近の生活にどのくらい満足していますか ※0～10で満足している度合いを測定	7以上の割合 68.9%	問15 全体として、最近の生活にどれくらい満足していますか ※0～10で満足している度合いを測定	7以上の割合 48.0%
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感 ^{*9} の高さ）	70%	60.0% (2022年)	問12 全体として、あなたは自分のことが好きだと感じますか ※0～10で好きと感じる度合いを測定	7以上の割合 50.1%	問29 全体として、あなたは自分のことが好きだと感じますか ※0～10で好きと感じる度合いを測定	7以上の割合 39.7%
「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	90%	84.1% (2022年)	問13 あなたは自分には自分らしさというものがあると思いますか	あると思う割合の合計 78.7%	問30 あなたは自分には自分らしさというものがあると思いますか	あると思う割合の合計 73.4%
「どこかに助けしてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	現状維持	97.1% (2022年)	問9 困っていることや悩みごとがあるとき、あなたが相談できる（助けしてくれる）と思う人がいますか	いると思う割合 83.1%	問25 あなたは、困りごとや悩みごとを相談できる人がいますか	いると思う割合 80.2%
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	80%	66.4% (2022年)	問17 おとなになったら叶えたいことが、将来、叶えられていると思いますか	叶えられていると思う割合 60.2%	問31 自分の将来について明るい希望を持っていますか	希望がある、どちらかといえば希望がある割合の合計 67.4%

(2) 本市が目指す数値目標

こども大綱における「こどもまんなか社会」実現に向けた数値目標を踏まえ、4年後のアンケートにより評価する市の目標値を以下のとおり設定します。

■自己肯定感に関する指標

番号	項目		目標値	現状値 (こども大綱における現状値)	現状値 (子どもアンケート調査結果)	現状値 (若者の意識に関するアンケート調査結果)
1	国	「生活に満足している」と思うこどもの割合	70%	60.8% (2022年)		
	市	「全体として生活に満足している」と思う割合	70%		68.9% (2024年)	48.0% (2025年)
2	国	「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感*9の高さ）	70%	60.0% (2022年)		
	市	「全体として自分のことが好きだ」と思う割合	70%		50.1% (2024年)	39.7% (2025年)
3	国	「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	90%	84.1% (2022年)		
	市	「自分らしさというものがある」と思う割合	90%		78.7% (2024年)	73.4% (2025年)

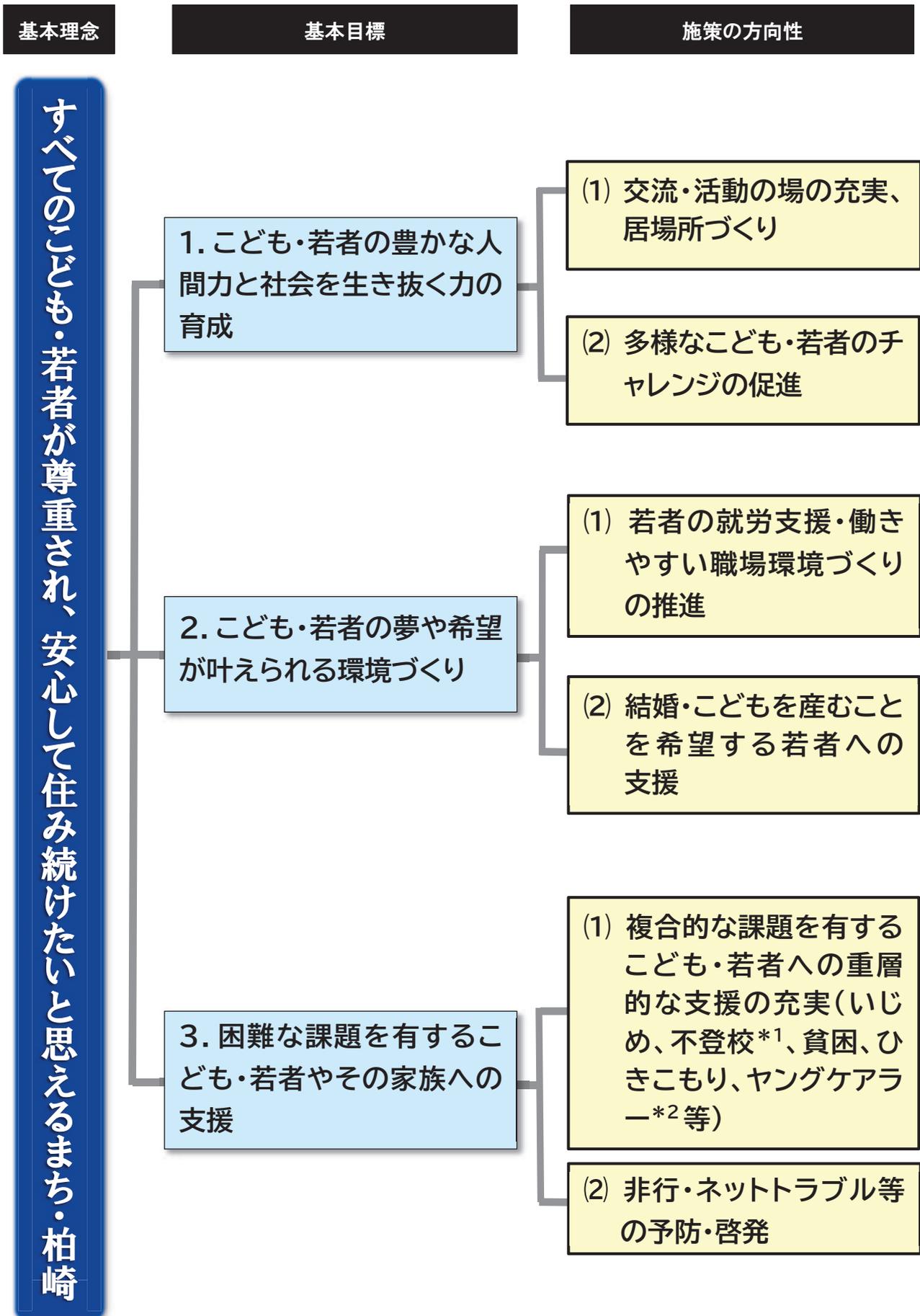
■悩みや不安に関する指標

番号	項目		目標値	現状値 (こども大綱における現状値)	現状値 (子どもアンケート調査結果)	現状値 (若者の意識に関するアンケート調査結果)
1	国	「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	現状維持	97.1% (2022年)		
	市	「困っているときに相談できる（助けてくれる）人がいる」と思う割合	98.0%		83.1% (2024年)	80.2% (2025年)

■将来への希望に関する指標

番号	項目		目標値	現状値 (こども大綱における現状値)	現状値 (子どもアンケート調査結果)	現状値 (若者の意識に関するアンケート調査結果)
1	国	「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	80%	66.4% (2022年)		
	市	「将来、自分の夢が叶えられている」と思うこどもの割合	80%		60.2% (2024年)	
	市	「自分の将来について明るい希望がある、どちらかといえばある」と思う若者の割合	80%			67.4% (2025年)

4 計画の体系



基本目標、施策の方向性、主な関連事業

基本目標	施策の方向性	主な関連事業
1. こども・若者の豊かな人間力と社会を生き抜く力の育成	(1)交流・活動の場の充実、居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■放課後児童健全育成事業 ■放課後子ども教室推進事業 ■子どもの屋内遊び場施設運営委託事業 ■子どもの遊び場施設整備補助金 ■県立こども自然王国管理運営費 ■柏崎市美術展覧会(市展) ■市民プラザ管理運営費 ■博物館管理運営費 ■博物館振興事業 ■プラネタリアム管理運営費 ■図書館サービス事業
	(2)多様なこども・若者のチャレンジの促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ウェルカム柏崎ライフ応援事業補助金 ■U・Iターン住宅取得助成金 ■首都圏移住・就業者支援補助金 ■子育て世帯移住・就業者支援補助金 ■公民館講座運営事業 ■市民大学運営事業 ■市民活動センター管理運営費 ■子どものスポーツ体験・能力測定業務 ■奨学金貸付事業 ■かしわざきこども大学事業 ■かしわざき“木”の力発信事業(親子森林体験) ■地域生活支援事業(地域活動支援センターⅢ型)
2. こども・若者の夢や希望が叶えられる環境づくり	(1)若者の就労支援・働きやすい職場環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■男女共同参画推進事業(ワーク・ライフ・バランスセミナー) ■男女共同参画推進事業(女性活躍推進セミナー) ■大学との連携・協働事業 ■柏崎市移住定住マッチングサイト「くじらと。」 ■育児休業取得促進事業 ■若年者就労支援事業 ■雇用促進事業 ■職場環境整備支援事業 ■オープンファクトリー支援事業 ■高校生インターンシップ支援事業 ■産業団地整備事業 ■働き盛りのメンタルヘルス講座 ■新規就農者育成支援事業 ■青年就農支援事業 ■地産地消推進事業(収穫体験) ■林業従事者雇用促進支援事業(新規雇用促進、雇用定着促進) ■林業従事者雇用促進支援事業(新規雇用住宅支援) ■漁業就業者支援事業
	(2)結婚・こどもを産むことを希望する若者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ■男女共同参画推進事業(家事シェア・育児応援リーフレットによる啓発) ■不妊治療費助成事業 ■不育症治療費助成事業 ■結婚活動応援事業 ■子育て応援券事業 ■出産前のパパママセミナー ■1歳児・2歳児の保育料無料化 ■家庭養育応援券事業 ■地域子育て支援拠点事業(子育て支援室) ■一時預かり事業 ■延長保育事業 ■乳児等通園支援事業 ■病児保育事業 ■思春期保健対策事業
3. 困難な課題を有するこども・若者やその家族への支援	(1)複合的な課題を有するこども・若者への重層的な支援の充実(いじめ、不登校*1、貧困、ひきこもり、ヤングケアラー*2等)	<ul style="list-style-type: none"> ■生活困窮者自立支援事業(子どもの学習・生活支援事業) ■障害者総合支援法の福祉サービス ■児童福祉法の福祉サービス ■障害者相談支援事業 ■SOSの出し方に関する教育 ■SOSの受け止め方研修 ■ゲートキーパー養成研修 ■精神保健相談業務 ■ひきこもり支援事業 ■ヤングケアラー*2への支援 ■家庭児童相談事業 ■いじめ・不登校*1電話相談 ■適応指導教室推進事業(ふれあいルーム推進事業) ■教育相談事業(カウンセリングルーム) ■心の教室相談員事業 ■子どもの心育ち支援連携体制構築事業(教職員研修事業) ■通級指導教室事業 ■スクールサポート事業 ■特別支援教育推進事業
	(2)非行・ネットトラブル等の予防・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ■男女共同参画推進事業(デートDV*15 防止啓発講座) ■人権擁護事業(拉致問題啓発・人権講演会) ■人権擁護事業(モニタリング) ■消費者対策事業(消費生活センター) ■情報教育の推進事業 ■教職員研修事業

第4章 施策の展開

基本理念の実現に向け、次の3つの基本目標を掲げ施策を展開していきます。

基本目標 1

こども・若者の豊かな人間力と社会を生き抜く力の育成

現状と課題

現代のように変化の激しい社会では、若者が自分らしく生きていくために、「人間力」と「社会を生き抜く力」を育てることが大切です。

具体的には、自己肯定感^{*9}を高める、他人を思いやる心を育てる、社会性を身につける、困難を乗り越える力をつけるといったことが重要となります。

こども家庭庁が実施した令和5(2023)年度「我が国と諸外国のこどもと若者の意識に関する調査^{*12}」における「有識者の分析、こども・若者の視点(協調的幸福感^{*13}の国・年齢層での比較)」では、日本の若者の「協調的幸福感^{*13}」は、13歳～15歳で最も高く、年齢が上がるにつれて低くなり、25歳～29歳で最も低くなることがわかりました。特に働き始めて数年のこの年代では、自己肯定感^{*9}、将来への楽観、職場の満足度や居心地の良さが協調的幸福感^{*13}を支える鍵になります。そのためには、若者がこどもの頃から「居場所」を持つこと、人とのつながりや価値観を学べる場、仲間づくりや多様性を学ぶ機会を増やすことなどが重要となります。

本市が行った「若者の意識に関するアンケート調査」において、問16「自由な時間の過ごし方(複数回答)」の設問では、「家族や友人と出かけたり一緒に過ごす」との回答が61.1%あったものの「テレビ・DVD・動画などを見る」や「SNSなどインターネットやゲームをする」といったデジタルメディアに関することへの回答が平均で55.5%と高い結果となりました。また、問34_2「子どもや若者の遊びや体験の場が身近に十分あるか」という設問に対しても「そう思わない・どちらかというと思わない」が68.4%という高い結果となっています。

問34_3「学校でのインクルージョン^{*14}が推進されているか」の設問では、「そう思う・どちらかというと思思う」44.0%、「そう思わない・どちらかというと思わない」31.3%となったものの、問34_4「障がいや発達特性があっても地域で暮らしやすいと思うか」という設問においては、「そう思う・どちらかというと思思う」34.5%、「そう思わない・どちらかというと思わない」45.3%と否定的な意見が上回りました。地域での暮らしやすさに関しては、同様の設問である、こども家庭庁が実施した令和5(2023)年度「こども政策の推進に関する意識調査^{*4}」Q15(3)や、新潟県が実施した令和6(2024)年度の「新潟県若者意識調査^{*5}」問42において、「そう思わない・どちらかというと思わない」がともに47.5%であるなど、国・県・市を通じて否定的な意見が多い結果となっています。

これらの調査から、インターネットやSNS、スマートフォンの普及等によって、人との対話や地域活動・交流の機会が減り、つながりが薄れていることがその要因の1つであり、課題となると考えられます。若者が人間力や社会を生き抜く力を育むためには、「多様性の尊重」と「若者自身の積極的な参加」が重要です。人には様々な価値観があることを理解し、それを尊重し支え合うこと、

また、若者が安心して自分らしくいられる場や、個性を活かして社会に関わり、チャレンジできる機会の確保やその支援が求められています。

(1) 交流・活動の場の充実、居場所づくり

ア 施策の方向性の趣旨

全てのこども・若者が、年齢に関係なく、安心して過ごせる居場所を持てるよう、社会全体で支えていくことが大切です。「居場所」とは、遊んだり、人と交流したり、1人で好きなことをしたり、もしくは何もしなくてもよい場所や時間、そして人とのつながりなど、こども・若者が心地良く、安心できる全ての環境を指します。

新しい居場所をつくるだけでなく、児童クラブや学習支援の場、図書館や市民プラザなど、既にある地域の施設等をもっと居心地の良い場所になるよう取り組むことも重要な「居場所づくり」となります。本市では、こども・若者の視点に立ち、声を聴きながら、多様な居場所づくりを進めていきます。

イ 主な関連事業

No.	事業名称	取組概要	担当部署
1	放課後児童健全育成事業	放課後や学校休業日に留守家庭となる小学校の児童を預かり、適正で安全な遊びや生活の場を提供、こどもたちの健全育成を図る。(放課後児童クラブを20か所、23単位(令和8年4月1日現在)を開設)	子育て支援課
2	放課後子ども教室推進事業	県立こども自然王国の施設を利用し、地域の方々の協力を得て、様々な体験活動などに取り組み、こどもたちの安心安全な活動拠点を提供する。	子育て支援課
3	子どもの屋内遊び場施設運営委託事業	柏崎ショッピングモール「フォンジェ」内に開設したこどもの屋内遊び場施設「キッズマジック」の運営を委託し、こどもの遊び場環境の充実を図る。	子育て支援課
4	子どもの遊び場施設整備補助金	町内会などが主体的に行う子どもの遊び場整備事業(こどもの遊び場環境の向上)に対して、補助金を交付する。	子育て支援課
5	県立こども自然王国管理運営費	県立こども自然王国の適正な維持管理を行い、こどもや保護者が豊かな自然の中で交流を深め、こどもの健全な成長を図る。	子育て支援課
6	柏崎市美術展覧会(市展)	創作活動の成果を発表する場をつくり、多くの方々に芸術鑑賞の機会を提供する。	文化・生涯学習課
7	市民プラザ管理運営費	社会教育団体の活動場所、市民の交流や活動場所として市民プラザ(交流プラザ・学習プラザ)の維持管理を行う。	文化・生涯学習課
8	博物館管理運営費 博物館振興事業 プラネタリウム管理運営費	市立博物館の適正な維持管理を行い、多くの方々が柏崎の自然や人物、歴史、文化を学ぶ機会を提供し、プラネタリウムをきっかけとして星空に親しむことにより、こどもの健全な成長を図る。	博物館
9	図書館サービス事業	誰もが利用しやすい身近な図書館として、読書環境を整え、情報提供や学習支援を行うなど、こどもや若者をはじめ幅広い世代に生涯学習の場を提供する。	図書館

(2) 多様なこども・若者のチャレンジの促進

ア 施策の方向性の趣旨

こども・若者が、自分の個性や能力を大切にし、自らの希望や意欲に応じてチャレンジできる環境を整えることが大切です。そのためには、経済的な支援や心のサポートに加え、一人一人のニーズに合った教育や学びの機会を用意すること、異なる価値観や経験を持つ人々が互いを理解し、社会の一員としての自覚を深め、主体的に関わる機会を増やすことで協力し合える関係性の構築、意識の醸成を図ります。

また、個々の特性や状況に応じた支援を提供し、誰もが安心して自立・自律^{*11}できる環境づくりを行います。

イ 主な関連事業

No.	事業名称	取組概要	担当部署
1	ウェルカム柏崎ライフ応援事業補助金	柏崎市に居住している住民登録時点の年齢が34歳以下の方の奨学金返還を支援することで、若者が安心して柏崎市へ定住できるようサポートする。(国家公務員又は地方公務員(非常勤職員等を含む)は対象外)	元気発信課
2	U・Iターン住宅取得助成金	転入から3年以内に市内に住宅を取得又は市内に定住住宅を取得後1年以内に転入した方で、定住住宅を取得する際に取扱金融機関からの借入額が200万円以上である方の住宅取得を助成する。(公務員も利用可)	元気発信課
3	首都圏移住・就業者支援補助金	東京23区又は東京圏(東京23区に通勤)から柏崎市にU・Iターンし、各種要件を満たした方に移住支援金を交付する。	元気発信課
4	子育て世帯移住・就業者支援補助金	東京圏(東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県)から柏崎市にU・Iターンした子育て世帯で、各種要件を満たした方に移住支援金を交付する。	元気発信課
5	公民館講座運営事業	こどもからシニアまでのニーズに合った、多様な学びの機会を提供し、興味関心の目覚めや発展を促す幅広い分野の講座を実施する。	文化・生涯学習課
6	市民大学運営事業	主に18歳以上の方々を対象に、専門性の高い学習機会を提供し、幅広い学問分野を対象にした講座を実施する。	文化・生涯学習課
7	市民活動センター管理運営費	市民活動センター「まちから」を推進拠点として、市民が自由に集い、交流し、つながり合うことで、地域への誇りと愛着、未来を切り拓く力を育み、地域力の向上と新たなまちの価値創出を図る。	市民活動支援課
8	子どものスポーツ体験・能力測定業務	未就学児や小学生を対象に、運動遊び出前教室、親子運動あそび教室、親子体力測定を実施する。また、柏崎市スポーツ推進委員を派遣し、ニュースポーツの体験を行う。	スポーツ振興課
9	奨学金貸付事業	経済的理由により大学などへの就学が困難な方に、無利子の奨学金を毎月貸与する。	教育総務課
10	かしわざきこども大学事業	かしわざきこども大学として、概ね18歳未満のこどもを対象とした各種事業を行う。	学校教育課
11	かしわざき“木”の力発信事業(親子森林体験)	木の伐採、製材作業の見学、木工作という一連の工程を親子で体験する。また、森林が持つ多面的機能について学習を行う。	農林水産課
12	地域生活支援事業(地域活動支援センターⅢ型)	創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活又は社会生活に必要な支援を行う。	福祉課

現状と課題

将来の夢や希望を実現するためには、就職や結婚、子育てなどによる時間の変化や金銭面の動きを見据えたうえで、明確な目標を持つことが大切です。

仕事も生活の一部と考え、ライフステージに合わせて多様な生き方を選べるよう、ワーク・ライフ・バランスを意識する必要があります。そのために、ライフイベント（就職、結婚、出産、子育てなど）について本人が選択できるよう情報を提供したり、妊娠・出産などの正しい知識を広めることが重要です。また、若者が将来に希望を持てるよう、経済的な安定に向けた就職支援も必要となります。

こども家庭庁の令和5(2023)年度「こども政策の推進に関する意識調査*4」によると、結婚の意思がある未婚者は全体の57.7%でした。年代別に見ると、「いずれは結婚したい・5年以内に結婚したい」との回答が20代以下で最も高く、「2～3年以内に結婚したい・すぐにでも結婚したい」との回答は、30代で最も高い結果でした。「結婚するつもりはない」との回答は、高い年代ほど割合が高くなっており、40代では約6割でした。また、子育てに対する理解を家庭・地域・職場で広め、安心してこどもを産み育てられる社会づくり、意識の醸成が求められています。

本市が行った「若者の意識に関するアンケート調査」において、「就職先の企業等を選ぶうえで特に重視する点」の設問（複数回答）では、「プライベートの時間を確保できる」60.0%、「働いている人が魅力的・職場の人間関係がよい」56.0%、「給与水準が高い」46.9%が上位を占めています。若者が自分の適性や将来について主体的に考えられるよう、キャリア教育や職場体験の機会、個人に合った就労支援が必要となります。また、企業側においてもワーク・ライフ・バランスを意識した職場環境づくり（残業時間の削減、休暇取得の推奨、賃上げ、相談窓口の設置、職場全体の意識改革など）に、これまで以上の積極的な取組が重要です。

若い世代がやりがいや充実感を持って働き、結婚や子育てを希望する人が安心して夢を実現できるようにするためには、経済的・社会的な自立を支援することが大切です。また、若者の意見を尊重し、多様な価値観が共に認められる社会づくりを進めることも重要です。



(1) 若者の就労支援・働きやすい職場環境づくりの推進

ア 施策の方向性の趣旨

誰もが働きやすい職場環境の整備を推進し、地元企業が自社の魅力や強みを発信できるよう支援します。関係団体と連携し、企業説明会の開催や採用活動への支援を行うとともに、多様な人材が活躍できるよう、就労機会の創出の促進や就労支援に取り組みます。また、多様な業種の企業立地を推進することで、就職選択幅の拡大や雇用の場の創出に努めるとともに U・I ターンや若者の地元就職を後押しします。

企業に対しては、多様な働き方の導入やワーク・ライフ・バランスの推進、男性の育児休業取得の促進、短時間勤務制度などの普及を呼びかけ、職場環境の改善を進めていきます。

イ 主な関連事業

No.	事業名称	取組概要	担当部署
1	男女共同参画推進事業（ワーク・ライフ・バランスセミナー）	事業所の人事・総務担当者などを対象にワーク・ライフ・バランスを推進するためのセミナーを開催する。	人権擁護・男女共生推進課
2	男女共同参画推進事業（女性活躍推進セミナー）	事業所の人事担当者や女性従業員などを対象に女性のキャリアアップにつながるセミナーを開催する。	人権擁護・男女共生推進課
3	大学との連携・協働事業	市内2大学の魅力づくりや認知度の向上により市内外からの進学を促進し、若者の活力によるまちづくりを目指す。	企画政策課
4	柏崎市移住定住マッチングサイト「くじらと。」	柏崎市内にある U・I ターン者の採用に積極的な企業を紹介する。	元気発信課
5	育児休業取得促進事業	市内の中小企業等に勤務する男性労働者が育児休業を取得した場合に、男性労働者及び事業者へ奨励金を交付する。	商業観光課
6	若年者就労支援事業	ワークサポート柏崎において、専門相談員が職業相談を行うほか、自己分析や面接練習など就職活動に役立つセミナーを開催する。	商業観光課
7	雇用促進事業	柏崎職安管内雇用促進協議会（事業費の一部を負担）による高校生や大学生等を対象とした企業説明会の開催、協議会が運営するホームページ「ジョブナビかしわざき」で管内企業の情報発信を行う。	商業観光課
8	職場環境整備支援事業	市内に本社又は本部等を有する中小企業等に、ソフト面とハード面両面で職場環境整備に係る経費を助成する。	商業観光課
9	オープンファクトリー支援事業	市内小中学生と保護者を主な参加対象とした市内企業によるオープンファクトリーを開催し、ものづくり産業の人材確保を支援する。	ものづくり振興課
10	高校生インターンシップ支援事業	工業高校生とものづくり産業を中心とした市内企業との接点を設けることで、学生の企業に対する理解促進と職業観の育成を通じて、ものづくり産業の人材確保を支援する。	ものづくり振興課
11	産業団地整備事業	企業立地の新たな受け皿として、鯨波地内に産業団地を造成することで、企業の立地ニーズに応えるための用地を確保。それにより新たな産業の進出のみならず、職業選択の幅を広げ、雇用の場の創出を図る。	ものづくり振興課
12	働き盛りのメンタルヘルス講座	地域や企業に出向き、こころの健康に関する情報提供、健康づくりの健康教育を実施する。	健康推進課

13	新規就農者育成支援事業	新規就農希望者を雇用した農業法人などが国の「雇用就農資金」の助成を受けた場合、市からも上乗せ助成する。	農林水産課
14	青年就農支援事業	国が定める要件を満たす認定新規就農者に対して、経営開始資金を交付する。	農林水産課
15	地産地消推進事業（収穫体験）	農作物の栽培、収穫、選果、加工及び販売にいたるまでの学習・体験を提供する。	農林水産課
16	林業従事者雇用促進支援事業（新規雇用促進、雇用定着促進）	林業経営体が雇用する新規雇用者に係る人件費及び特殊手当の一部を補助する。	農林水産課
17	林業従事者雇用促進支援事業（新規雇用住宅支援）	新規で林業経営体に雇用された就業者に対して賃貸住宅の家賃の一部を補助する。	農林水産課
18	漁業就業者支援事業	漁船をリース又は購入する漁業協同組合の正組合員に対して漁船のリース又は購入費用の一部を補助する。また、新規に漁業協同組合の正組合員になる漁業者に対して漁業経費、研修費、生活費の一部を補助する。	農林水産課

(2) 結婚・子どもを産むことを希望する若者への支援

ア 施策の方向性の趣旨

本市においても、若い世代の未婚率や初婚年齢の上昇がみられており、少子化の大きな要因となっています。

結婚や子どもを産むことを希望する若者に対しては、雇用環境の整備、仕事と子育ての両立支援（保育環境や子育て制度の充実）、男性の家事・育児参加の促進、ひとり親家庭や多子家庭への支援、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援、地域や世代間の助け合いによる子育て支援などが必要です。また、子育て家庭を応援する社会的な雰囲気づくりも大切です。

イ 主な関連事業

No.	事業名称	取組概要	担当部署
1	男女共同参画推進事業（家事シェア・育休応援リーフレットによる啓発）	ライフステージに応じて、市民に家事シェア及び育休応援リーフレットを配布する。	人権擁護・男女共生推進課
2	不妊治療費助成事業 不育症治療費助成事業	不妊や不育症治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、費用の一部を助成する。	子育て支援課
3	結婚活動応援事業	出会いや結婚を望む若者を支援する。 ・結婚を希望する若者に出会いの機会や結婚へのきっかけづくりを提供するため、イベントなどの開催 ・新潟県が開設するマッチングシステムの登録料助成 ・結婚新生活支援補助金を交付	子育て支援課
4	子育て応援券事業	経済的負担の軽減や子育て世帯が安心して子どもを産み育てられる環境の充実を図る。 ・0～3歳の子どもがいる世帯を対象に、子育て応援券「かしわ★ざ★キッズ！スターチケット」（電子・紙）を配布	子育て支援課
5	出産前のパパママセミナー	妊娠5～7か月の妊婦の健康チェック（個別相談）、妊娠7～9か月の妊婦とパートナーの集団健康教育（沐浴実習等）の2回コースで実施する。	子育て支援課

6	1歳児・2歳児の保育料無料化	1・2歳児の保育料を世帯の収入にかかわらず無料化する。	保育課
7	家庭養育応援券事業	経済的負担の軽減や子育て世帯が安心して子どもを産み育てられる環境の充実を図る。 ・1歳児からの未就学児童のうち、保育料無料化の対象となる保育園等を利用していない方を対象に、家庭養育応援券「かしわ★ぎ★キッズ！スターチケット@ホーム」（電子・紙）を配布	保育課
8	地域子育て支援拠点事業（子育て支援室）	元気館ジャングルキッズ、保育園・認定こども園・幼稚園の子育て支援室において、保護者同士が交流する場の提供や子育て相談を実施する。また、身近な子育て相談窓口として、こども家庭センターとの連携を図る。	保育課
9	一時預かり事業	保護者の様々な理由（就労・けが・病気・冠婚葬祭・リフレッシュなど）により保育できないときに一時的に預かり保育を実施する。	保育課
10	延長保育事業	保育認定を受けた子どもを対象に、通常の利用時間を超えて保育を実施する。	保育課
11	乳児等通園支援事業	保育所などに通っていない子どもを対象に、保護者の就労要件や理由などを問わず時間単位で預かり保育を実施する。	保育課
12	病児保育事業	病気の始まりから治るまでの子どもの預かり保育を実施する。（ムーミンハウス、びっころの2か所で実施）	保育課
13	思春期保健対策事業	申し込みのあった中学校に、市内助産師を派遣し、中学生への心身の健康保持や健全な成長を支援する。	学校教育課



現状と課題

社会の変化により、子どもや若者が感じる生きづらさが問題となっています。その中で、「子ども基本法」や「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、全ての子ども・若者に対するライフステージ全体での支援の充実や切れ目のない支援を行うことが求められています。

子ども基本法では、子どもの意見を年齢や発達に応じて尊重し、最善の利益を最優先に考えることが基本理念とされています。そのため、施策を考える際には、当事者の声を聴き、必要な支援を把握することが大切です。一方で、いじめ、不登校*1、貧困、ひきこもり、ヤングケアラー*2など、困難な課題を抱える子ども・若者の中には、自分の思いを伝えるににくい状況にある人もいます。

本市の「若者の意識に関するアンケート調査」結果では 80.2%の若者が「悩みを相談できる人がいる」と回答しており、最も多かったのは「母親」69.2%、次いで「友人」56.4%、「父親」43.6%の順でした。一方で「相談できる人がいない」の回答は 8.1%と少ないものの、いないと考える理由には、「相談したいと思える人がいない」48.8%、「相談しても解決しないと思う」41.5%、「誰に相談したらよいかわからない」34.1%などがあげられています。

また、「困っていることや悩んでいること」（複数回答）では、「将来の生活」52.7%、「お金のこと」49.5%、「仕事・就職」46.5%が上位となっています。他にも、近年ではインターネットや SNS 等の普及に伴い、トラブルに巻き込まれる子ども・若者が増加しております。トラブル経験の有無についての設問では、「ある」の回答は 13.7%でしたが、トラブルの内容は、「インターネットや SNS 上で口論となった」30.4%、「知らない人から誘われたり連絡先などを聞かれたりした」26.1%、「インターネットや SNS 上でいじめ（誹謗中傷含む）を受けた」20.3%が上位となっており、スマートフォン利用の低年齢化が進むとともに SNS の利用が増加し、SNS に起因する犯罪が増加している昨今では、見逃せない課題と言えます。

子ども・若者をトラブルから未然に守り、また困難な課題を有する子ども・若者やその家族が、地域で安心して暮らし、社会的に自立・自律*11 できるようになるためには、早期の予防・啓発への取り組みが重要であるとともに、相談体制の強化や経済的支援等の充実・促進が不可欠です。そして子ども・若者が抱えている課題の解決を目指す支援と、背景にある生きづらさに寄り添いつながり続ける支援、その両輪から子ども・若者の孤立を防ぎ、継続的にサポートしていくことが重要となります。

(1) 複合的な課題を有するこども・若者への重層的支援の充実（いじめ、不登校*¹、貧困、ひきこもり、ヤングケアラー*²等）

ア 施策の方向性の趣旨

複合的な課題を有するこども・若者に対しては、一人一人の状況を理解し、本人のペースを尊重して寄り添いながら、共に歩む支援、また多面的な支援が必要となります。そのためには、学校、福祉、医療、地域団体などの関係機関と連携し、支援を必要とするこども・若者を早期に発見すること、そして適切な支援につなげ、継続的にサポートすることが大切です。例えば、不登校*¹を課題とするこどもであっても、実はいじめや貧困、発達障がいなど、困難な課題がいくつも複雑に絡み合っていることが少なくありません。こども・若者の成長段階に応じ、適切なタイミングでサポートし、本来持っている力を発揮できるよう支援することで、こども・若者が自信を持って前に進めるよう支えていきます。

【いじめ・不登校*¹】

本市の令和6(2024)年度のいじめ認知件数は、前年度より小学校は減少(228件→201件)、中学校は増加(39件→57件)となっています。また、不登校*¹の児童・生徒数は近年増加傾向(令和2(2020)年度71件→令和6(2024)年度146件)にあります。いじめや不登校*¹は、こどもたちの心身に深刻な影響を与え、学びや成長の機会を奪う重大な課題です。

今後もいじめ・不登校*¹の早期発見と対応に向けた相談体制の強化、学校・家庭・関係機関等との連携促進、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、適応指導教室や教育支援センター等の充実を進めていきます。

【ひきこもり】

本市が令和6(2024)年度に実施した民生委員・児童委員や介護サービス事業所等への「柏崎市ひきこもりに関する実態調査」によると、ひきこもりの該当者数は前回令和3(2021)年度調査と比べて微増(120人→125人)しています。全国的な傾向では女性割合が増加傾向で、今後の動向を注視します。40歳～50歳代になっても支援につながっていないケースが目立ち、10年以上の長期にわたるひきこもりのケースが全体の6割超と長期化が懸念されます。また、不登校*¹経験者が一定数存在することから、早期段階からの支援や介入が非常に重要です。相談窓口や支援事業のさらなる周知に加え、ひきこもりが個人の問題ではなく社会全体の課題であるという理解を広げる啓発活動を継続していくこと、民間事業者や地域との連携を深め、誰一人取り残さない支援体制の構築を目指す必要があります。

【貧困・ヤングケアラー*²】

貧困とは、経済的な困窮によって、衣食住や教育、医療など、人間として最低限度の生活水準を維持することが困難になる状況であり、生活困窮者の自立を促すために、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度、就労支援、住居確保など状況に応じた支援を推進します。また、ヤングケアラー*²が抱える課題は多岐にわたります。学業に集中する時間や遊びの時間、友人との交流のみならず、将来の選択肢までもが制限されることがあります。また、周囲に

相談しにくい状況があることから、支援体制の強化も課題となっています。家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないといった理由から表面化しにくいことも大きな課題です。地域での見守りや啓発、相談窓口の充実によって、支援を要する家庭を早期に発見・支援ができるような体制の構築を進めていきます。

イ 主な関連事業

No.	事業名称	取組概要	担当部署
1	生活困窮者自立支援事業（子どもの学習・生活支援事業）	様々な要因で学習する環境が整っていない生活保護世帯、生活困窮者世帯の小学生及び中学生を対象とした学習支援並びに対象世帯への相談支援を通じての生活支援を行う。また、高校生への高校中退防止支援を実施する。	福祉課
2	障害者総合支援法の福祉サービス	障がい者・障がい児を対象に、障がい福祉サービスの提供により、地域で安心して暮らせるよう支援する。	福祉課
3	児童福祉法の福祉サービス	障がい児を対象に、成長発達を図るための支援を行う。	福祉課
4	障害者相談支援事業	障がいのある方やその家族からの相談に応じ、必要な情報提供、自立に向けての支援を行う。	福祉課
5	SOS の出し方に関する教育	小学校、中学校、高等学校の児童生徒に対し、「悩み事を抱えた時の対応方法」「SOS を発信することのメリット」「SOS の受け止め方」等について研修を実施する。	健康推進課
6	SOS の受け止め方研修	小学校、中学校、高等学校の教職員に対し、臨床心理士や保健師等が「自殺の現状」「SOS を受けた時の対応（相談先、相談の流れ）」等について研修を実施する。	健康推進課
7	ゲートキーパー養成研修	地域や大学、企業等に出向き、保健師等が「自殺の現状」や「ゲートキーパーの役割」「こころの相談窓口」等について研修や紹介を行う。	健康推進課
8	精神保健相談業務	精神保健相談員等が、個別相談、メンタルヘルス不調を生じたハイリスク者に関する専門的な助言や支援を実施する。	健康推進課
9	ひきこもり支援事業	ひきこもり支援センターに専門的な知識や経験を有する相談員を配置し、関係機関と連携しながら、悩みを抱えるひきこもり当事者と家族を支援する。	健康推進課（ひきこもり支援センター）
10	ヤングケアラー*2への支援	柏崎市要保護児童対策地域協議会、関係機関が連携し、一般市民や関係者に向けて周知・啓発と支援が必要な個別のケースへの支援策の検討・実施を行う。	子育て支援課
11	家庭児童相談事業	養育環境など支援の必要な家庭に対し、支援児童の健全育成や養育環境の適正化に向け、関係機関と連携・支援し、児童の福祉の向上を図る。	子育て支援課
12	いじめ・不登校*1電話相談	小・中学生とその保護者を対象に、いじめや不登校*1について匿名の電話相談を臨床心理士・専門相談員が対応する。	学校教育課
13	適応指導教室推進事業（ふれあいルーム推進事業）	登校が困難な小・中学生を対象に、ふれあいルームでの学習の意識付け、交流・体験活動、居場所の提供により、学校復帰や社会参加を支援する。	学校教育課
14	教育相談事業（カウンセリングルーム）	不登校*1や発達障がい等に悩む小・中学生や保護者、教職員を対象に、臨床心理士等がカウンセリング、心理検査等を実施し、悩みの早期解決を支援する。	学校教育課
15	心の教室相談員事業	市内中学校6校に心の教室相談員を配置し、悩みやストレスを抱える生徒及び保護者の相談に対応する。	学校教育課
16	子どもの心育ち支援連携体制構築事業（教職員研修事業）	不登校*1対策として、市内の小中学校の生活指導主任、生徒指導主事を対象とした生徒指導研修会を実施する。	学校教育課

17	通級指導教室事業	通級指導により、通常学級に在籍する児童生徒の言葉、聞こえ、発達、コミュニケーションなどの改善・克服を図る。	学校教育課
18	スクールサポート事業	要請があった学校の授業を参観し、対象児童生徒への支援や授業改善の方策、校内支援体制の整備、関係機関との連携に関するコンサルテーションを実施する。	学校教育課
19	特別支援教育推進事業	関係機関と連携し、適切な就学判断を決定する。また必要な支援が小中学校で一貫して受けられるよう学校支援を行う。	学校教育課

(2) 非行・ネットトラブル等の予防・啓発

ア 施策の方向性の趣旨

こども・若者の非行は、社会情勢や家庭、学校、地域など様々な要因が複雑に絡み合い生じる問題です。これを防ぐためには、家庭や学校、地域が連携し、健やかな育成と非行防止に向けた啓発活動を積極的に行うことが重要です。また、SNS等での誹謗中傷やネット詐欺、出会い系トラブル、課金問題など、ネット上の危険からこども・若者を守るため、講習会などを通じて安全なインターネット利用に関する啓発を進め、保護者も含めた予防対策を強化していく必要があります。

イ 主な関連事業

No.	事業名称	取組概要	担当部署
1	男女共同参画推進事業（デートDV ^{*15} 防止啓発講座）	市内の中学生と高校生を対象にデートDV ^{*15} の防止啓発講座を実施する。	人権擁護・男女共生推進課
2	人権擁護事業（拉致問題啓発・人権講演会）	市内の小中学生と教職員等を対象に拉致問題啓発・人権講演会を実施する。	人権擁護・男女共生推進課
3	人権擁護事業（モニタリング）	インターネットにおける掲示板等への悪質な差別書き込みをモニタリングすることで、早期発見及び拡散防止等を図る。	人権擁護・男女共生推進課
4	消費者対策事業（消費生活センター）	インターネットトラブルに関する相談対応とともに出前講座や街頭での啓発活動の実施、警察等と連携し、未成年のSNS等に起因する犯罪の未然防止の取組を図る。	市民活動支援課
5	情報教育の推進事業	申し込みのあった小中学校に、指導主事を派遣し、情報モラルを中心とした講演会を実施する。	学校教育課
6	教職員研修事業	市内小中学校の情報主任を主な対象とし、情報モラル教材を用いたシミュレーション授業を年度初めに研修会として実施する。	学校教育課



第5章 計画の推進に向けて

1 関係機関との連携と推進体制

(1) 計画の周知

本市ホームページ等で計画の内容等の情報を公表します。

(2) 市内における計画の推進

本計画の策定主体は本市であり、その推進に果たす役割を大きく担っています。そして計画を推進するための様々な子ども・若者施策・事業は、市庁内の様々な部門が担っています。子ども未来部が中心となり、各部局が緊密な連携のもとに計画を推進します。

(3) 関係機関との連携強化

子ども・子育て支援は我が国の最も重要な課題の1つであり、「子ども大綱」に基づき、国、県、市町村が一体となって推進しなければならない政策です。計画の推進に当たっては、国及び新潟県を始め、関連機関・団体との連携を強化して取り組みます。また、本計画の策定組織である柏崎市子ども・子育て会議において、協議、意見を聴取して、計画を推進します。

2 計画の進行管理（点検・評価・見直し）

本計画は、柏崎市子ども・子育て会議が中心となり、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のPDCAサイクルに基づき、計画の進捗管理を行います。

計画に盛り込まれた施策・事業は、子ども・若者育成支援推進法に基づく事業を中心に、その実施状況を年度ごとに調査・審議し、必要に応じて計画の見直しを検討します。施策・事業の点検・評価、計画の見直しの検討結果は、柏崎市子ども・子育て会議に報告するとともに、本市のホームページ等で公開し、市民に周知します。

資料編

1 柏崎市子ども・子育て会議（設置条例・委員名簿）

（1）新潟県柏崎市子ども・子育て会議設置条例

平成 26 年 2 月 27 日条例第 6 号

改正

平成 30 年 2 月 23 日条例第 5 号

令和 5 年 3 月 16 日条例第 4 号

令和 7 年 3 月 21 日条例第 11 号

（設置）

第 1 条 一人一人のこどもが健やかに成長することができるよう子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項及びこども基本法（令和 4 年法律第 77 号。以下「基本法」という。）第 13 条第 3 項の規定に基づき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく市長の附属機関として、柏崎市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 基本法第 2 条第 1 項に規定するこどもをいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護するものをいう。
- (3) 子ども・子育て支援 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。
- (4) こども施策 基本法第 2 条第 2 項に規定するこども施策をいう。

（所掌事務）

第 3 条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に規定する次世代育成支援対策の推進に関して必要な事項を審議すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援及びこども施策に関して必要な事項を審議すること。

（組織）

第 4 条 子育て会議は、15 人以内の委員をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事項を調査・審議する必要があるときは、子育て会議に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) こども
- (2) 保護者
- (3) 子ども・子育て支援又はこども施策に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援又はこども施策に関する関係団体から推薦を受けた者
- (5) 子ども・子育て支援又はこども施策に関し学識経験のある者

- (6) 労働者を代表する者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、委嘱の日からその者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査・審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第6条 子育て会議に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(子育て会議)

第7条 子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子育て会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したもの（以下「出席委員」という。）の合議で決する。ただし、合議が調わないときは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

5 子育て会議及び調査・審議に係る手続は、公開とする。ただし、議長が特に必要があると認める場合は、これを非公開とすることができる。

6 子育て会議の運営に関し必要な事項は、議長が子育て会議に諮って定める。

(守秘義務)

第8条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、子ども未来部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 委員の委嘱のために必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(特例措置)

- 3 この条例の施行の日以後に最初に開催される子育て会議は、第7条第1項の規定にかかわらず教育委員会が招集するものとする。
- 4 新潟県柏崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表1中

「文化財保護審議会委員 1日につき 6,400円」を
「子ども・子育て会議委員 1日につき 6,400円
文化財保護審議会委員 1日につき 6,400円」に改める。

附 則（平成30年2月23日条例第5号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 5 この条例施行の際現に改正前の新潟県柏崎市子ども・子育て会議設置条例第4条第3項の規定により委員に委嘱されている者は、第13条の規定による改正後の新潟県柏崎市子ども・子育て会議設置条例第4条第3項の規定により委嘱された者とみなす。

附 則（令和5年3月16日条例第4号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月21日条例第11号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(2) 委員名簿

柏崎市子ども・子育て会議委員一覧

任期：令和6(2024)年4月1日～令和8(2026)年3月31日

No.	区分・所属	氏名	備考
1	学識経験者（新潟県立大学）	植木 信一	会長
2	保護者公募委員	金子 弥生	
3	保護者公募委員	遠藤 三矢	
4	柏崎市私立幼稚園教育研究会 （認定こども園柏崎中央幼稚園）	関沢 恵	
5	柏崎市私立保育園協会 （にしやま保育園）	野中 智美	副会長
6	柏崎市刈羽郡小学校長会 （内郷小学校）	田村 芳彦	
7	柏崎市小中学校PTA連合会	品田 奈月	
8	柏崎市民生委員児童委員協議会	霜田 正仁	
9	柏崎市刈羽郡医師会	村井 力四郎	
10	柏崎市歯科医師会	平田 伸明	
11	連合新潟・柏崎地域協議会 （株式会社リケン労働組合）	根立 知幸	
12	共に支えあう「とまとの会」	上杉 絵理	
13	学生代表 新潟工科大学	南 直広	
14	学生代表 新潟産業大学	田中 夢翔	

2 計画策定の経過

年 月		実施事項
令和 7(2025)年	5 月	若者の意識に関するアンケート調査
	6 月	新潟工科大学学生へのヒアリング 困難を有するこども・若者へのヒアリング (6月～8月随時実施)
	7 月	第1回子ども・子育て会議を開催 新潟産業大学学生へのヒアリング
	10 月	第2回子ども・子育て会議を開催
令和 8(2026)年	1 月	パブリックコメント (意見公募) の実施
	3 月	第3回子ども・子育て会議を開催

3 用語解説

【用語解説】

* 1 不登校 (P1、P12、P13、P16、P17、P25、P26、P27)

文部科学省が用いる定義によると、病気や経済的な理由以外で、何らかの心理的、情緒的、身体的、社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあり、年間30日以上学校を欠席した状態を指す。

* 2 ヤングケアラー (P1、P13、P16、P17、P25、P26、P27)

家事や家族の世話を、こどもが日常的に行っている状態。これは、学業や友人関係、自身の成長に影響が出るほど負担が大きい場合を指し、こどもたちが健やかに成長するための権利が損なわれている可能性があるもの。

* 3 ポスト青年期 (P2)

青年期 (一般的には18歳からおおむね30歳未満) を過ぎ、成人期前 (40歳未満) で、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や、円滑な社会生活を営む上で困難を有する、社会的に大人の役割を担う前の過渡的な時期のこと。

* 4 こども政策の推進に関する意識調査 (P9、P18、P21)

こども大綱に基づくこども政策の推進に当たり、こどもや若者、子育て当事者の置かれた状況や意識について、令和5(2023)年度にこども家庭庁が実態把握や情報収集・分析を行ったもの。



*** 5 新潟県若者意識調査 (P9、P12、P18)**

新潟県に住む若者の生活や、普段考えていることを把握し、「新潟県こども計画」の内容を検討する上での基礎資料を得ることを目的として、令和6(2024)年度に新潟県が実施・結果分析を行ったもの。



*** 6 地域共生社会 (P9)**

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会。

*** 7 ウェルビーイング (P12)**

身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。幸福感や満足感、充実感など、より広い意味での「良い状態」を表す。

*** 8 ニート (P12)**

就学も就労も職業訓練もしていない若者のこと。日本では、厚生労働省が「15~34歳の非労働力(仕事をしていない、また失業者として求職活動をしていない者)のうち、通学や家事もしていない独身者」と定義している。

*** 9 自己肯定感 (P8、P13、P14、P15、P18)**

ありのままの自分を受け入れ、自分の価値や存在意義を受け入れる心の状態のこと。他人からの評価に左右されず、「自分はこのままでいい」「自分には価値がある」と思える感覚を指す。

*** 10 有機的に連携 (P13)**

複数の個人や組織が、お互いの役割や能力を補完し合い、緊密なコミュニケーションを通じて目標達成のために協力し、全体として一つの生命体のように機能する関係性のこと。

*** 11 自立・自律 (P13、P20、P25)**

「自立」とは、他者に依存せず自分の力で生活していくこと。

「自律」とは、外部からの強制や指示ではなく、自分が内的に立てたルールや規範、価値観に従って、自らの行動を判断し、コントロールしていくこと。

*** 12 我が国と諸外国のこどもと若者の意識に関する調査 (P18)**

我が国のこども・若者の意識と諸外国のこども・若者の意識を比較することにより、我が国のこども・若者の意識の特徴等を的確に把握し、こども・若者に関する施策を検討する際の参考資料とすることを目的として、令和5(2023)年度にこども家庭庁が実施したものの。



*** 13 協調的幸福感 (P18)**

個人が単独で感じる幸福感だけでなく、周囲の人々との関係性や社会とのつながりの中で感じる幸福感。

*** 14 インクルージョン (P18)**

性別、年齢、国籍、障がいの有無、性格、価値観などが違っても、その人が排除されず、仲間として受け入れられる状態のこと。

*** 15 デート DV (P17、P28)**

交際相手からの身体的、精神的、性的、経済的、社会的な暴力 (DV: ドメスティック・バイオレンスの略称) のこと。

柏崎市こども・若者計画

令和8(2026)年度～令和11(2029)年度

(発行年月) 令和8(2026)年3月

(編集・発行) 柏崎市子ども未来部

(お問合せ先) 子育て支援課

〒945-0061 新潟県柏崎市栄町18番26号

TEL : 0257-47-7075 (直通)

e-mail : kosodate@city.kashiwazaki.lg.jp

